平成２８年（フ）第２４１号
大分市大字久原743番地の10
債務者　井戸　英貴
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７７号
大分市大字羽屋173番地（グリーンコートＤ102）
債務者　真弓　信也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６８７０号
東京都豊島区南大塚２丁目36―２―904
債務者　宮川冨士雄
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８９６号
東京都板橋区前野町４丁目28―２　黒澤アパート１号
債務者　上野マヤ子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９１４号
東京都江戸川区西葛西５丁目８―30―303
債務者　宗田　研悟
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９１６号
東京都練馬区大泉学園町１丁目４―６―304
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９２０号
東京都板橋区大山金井町19―９―203
債務者　高木　修三
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９２１号
東京都板橋区成増２丁目25―３―203
債務者　山田　竜一
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９２８号
東京都練馬区東大泉４丁目４―12―401
債務者　岡田亜莉紗
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９４９号
東京都北区豊島３丁目７―１―403
債務者　村山　智子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５０号
東京都杉並区荻窪５丁目11―９　フェニックス荻窪参番館305
債務者　土屋　亮太
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５１号
東京都杉並区荻窪５丁目11―９　フェニックス荻窪参番館305
債務者　苅込　理佳
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５３号
東京都杉並区久我山３丁目24―９―206
債務者　秋山　　舞
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９６０号
東京都足立区伊興５丁目14―２―205
債務者　増野　和気
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９６２号
東京都板橋区仲宿57―２―202
債務者　泉　　義昭
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９６３号
東京都足立区西新井７丁目３―１―309
債務者　渡邉　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部